

北海道教育庁入札執行傍聴要領

(平成12年5月26日教育長決定)

1 傍聴の手続

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の30分前までに、受付簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、入札傍聴整理券を受領してください。
なお、受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (2) 入札会場に入室する際には、入札傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得た上で、指示に従って入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に申し出てください。

2 傍聴する際の留意事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手などは行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。入札執行中に退室される方は、担当者に入札傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食などはしないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音などを行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

3 入札執行の秩序の維持

- (1) 2の事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。
なお、傍聴の仕方について、お分かりにならないことがあれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) (2)に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

附則

この要領は、決定の日から施行する。